

平成31年1月24日

保護者様

兵庫県立赤穂高等学校
校長 山田 潔

インフルエンザ出席停止手続きについて（依頼）

寒冷の候、益々ご健勝のことと存じます。

平素は、本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、学校感染症にかかった場合、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により出席停止の措置が必要な学校感染症については「学校感染症証明書（登校証明書）」を医師に記入してもらい、学校へ提出していただいております。

しかし、インフルエンザにつきましては、患者が急増している場合、治癒している生徒が学校感染症証明書（登校証明書）取得のために医療機関を再度、受診することは、再び感染するおそれがあることから、従来の様式を変更させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象疾病 インフルエンザ

- 2 変更内容
 - (1) 医師の記入による「学校感染症証明書」の提出は、従来通り必要とするが、登校許可は不要とする。
 - (2) 医療機関で同様の証明書等を発行された場合は、その書類を提出してください。学校の用紙でなくても結構です。診断書は必要ありません。
 - (3) 登校許可を得るためにのみ再度、受診しなくてよい。
 - (4) 緊急外来受診等で記入してもらえない場合は、処方箋等インフルエンザにかかったことが分かる書類（コピー）を提出してください。

- 3 インフルエンザが疑われる場合の手順
 - (1) 「学校感染症証明書」を持って受診する。本校HPよりダウンロード可能です。
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~ako-hs/>
 - (2) インフルエンザ（疑いを含む）と診断された場合は、「学校感染症証明書」の記入を依頼し、治癒後、登校する際に学校へ提出する。
 - (3) 可能であれば、受診時に主治医に治癒見込み及び登校可能見込み月日を確認する。
 - (4) 「学校感染症証明書」の出席停止終了月日及び登校可能月日が未記入の場合、インフルエンザの出席停止期間の基準「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」に従って治癒したことを保護者が判断し、「学校感染症証明書」の保護者記入箇所に記入・押印し、学校へ提出する。